

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画等に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 周南市地域公共交通会議

評価対象事業名: バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)		
村瀬 千恵 (介護タクシークローバー)	スロープ付タクシー車両の導入 (1台)	※新規のため、前回なし。	A 計画通り事業は適切に実施 された。	A 本事業の活用もあり、地 域内において目標台数と同 程度の福祉タクシー車両数 が維持されており、地域内 の高齢者や障がい者の移 動円滑化が図られ、誰もが 利用しやすい公共交通の実 現に寄与している。	更なる福祉タクシー車両の導 入促進に向けて、国の補助制 度などの周知等を行うととも に、効果的な福祉タクシー車両 の導入を目指し、利用者等の 意見に配慮していく必要がある。		
吉岡 一紀 (ラクーン介護タクシー)	同上						

生活交通確保維持改善計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年7月31日

(名称) 周南市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 高瀬 文三郎

1. 生活交通確保維持改善計画の名称
周南市バリアフリー化設備等整備事業（福祉タクシー導入）計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツードアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在地域内には28台の福祉タクシー車両が存在する。 地域内の福祉タクシー車両を今後も利用状況を見つつ、令和8年度まで28台を維持する。
(2) 事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(事業の内容) ・スロープ付タクシー車両の導入（1台）：村瀬 千恵（介護タクシークローバー） ・スロープ付タクシー車両の導入（1台）：吉岡 一紀（ラクーン介護タクシー）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) ・村瀬 千恵（介護タクシークローバー）：身体・知的：各1割引、精神：設定なし ・吉岡 一紀（ラクーン介護タクシー）：身体・知的：各1割引、精神：設定なし
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉
■高齢者バス・タクシー運賃助成事業 高齢者がバスやタクシーを利用して外出しやすい環境を創出するため、バスやタクシー運賃の一部を助成する事業 ○対象者：周南市に住民登録のある（1）75歳以上の方、もしくは（2）65歳以上74歳以下で自動車運転免許を受けていない方 ○補助内容：1枚につき運賃200円引（年間48枚（9,600円分）） ○使用方法：路線バス、タクシーともに、乗車地・降車地のいずれか一方が周南市内であること ①バス：1乗車あたり助成券1枚使用可 ②タクシー：初乗り～999円までは1枚、それ以降は、1,000円増えるごとに1枚ずつ加算して使用可
■福祉タクシー利用券の交付事業 経済的負担の軽減と社会参画機会の拡大を図るため、重度の心身障害者（児）にタクシー利用料金の一部を助成する事業 ○対象者：身体障害者手帳1～3級（総合等級） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 ○補助内容：乗車ごとの基本料金（福祉タクシー券 年間48枚） ※腎臓機能障害のため週2回以上の通院透析を受けている人で、通院証明書の提出がある場合は、年間144枚を追加助成
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度（当該年度） ※総事業費については見込み額を記載。					
事業の名称	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合	事業者負担割合
スロープ付福祉タクシーの導入（介護タクシークローバー）	3,392千円	600千円	0千円	0千円	2,792千円
	100%	18%	0%	0%	82%
スロープ付福祉タクシーの導入（ラクーン介護タクシー）	3,828千円	600千円	0千円	0千円	3,228千円
	100%	16%	0%	0%	84%
合 計	7,220千円	1,200千円	0千円	0千円	6,020千円
	100%	17%	0%	0%	83%
6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和6年度（当該年度）				
	4月	9月	12月	3月	
スロープ付タクシー車両の導入2台	交付決定日以降着手 2台		納車 2台 3月31日完了		
7. 協議会の開催状況と主な議論					
・令和6年7月31日 周南市地域公共交通会議開催（第2回文書協議） 生活交通確保維持改善計画について文書協議を実施し、構成員から合意を得られた。					
8. 利用者等の意見の反映					
・令和6年7月31日（令和6年7月22日送付）に実施した周南市地域公共交通会議（第2回文書協議）において、特に委員から意見は無かった。 ・事業者に対し、両側パワーライドドアやリクライニング車椅子及びストレッチャーに対応できる福祉タクシー車両を導入してほしいとの要望があった。					
9. 協議会メンバーの構成員					
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長、山口県 周南土木建築事務所 主幹				
関係市区町村	周南市 都市整備部長				
交通事業者・交通施設管理者等	防長交通株式会社 乗合営業部長、西日本旅客鉄道株式会社 徳山管理駅長、 大津島巡航株式会社 専務取締役、徳山地区タクシー協会 会長、 私鉄中国地方労働組合 防長交通支部 書記長、 山口県警察周南警察署 交通課長、山口県警察光警察署 交通課長、 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長				
地方運輸局	中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整・観光担当）				
その他協議会が必要と認める者	周南市自治会連合会 理事、周南市老人クラブ連合会 会長、 周南市身体障害者団体連合会 会長、鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長、 周南北部地域包括支援センター 所長、徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 准教授				

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(所 属) 周南市役所 都市整備部 公共交通対策課

(氏 名) 林 達也

(電 話) 0834-22-8426

(e-mail) kotsu@city.shunan.lg.jp